

第9号議案

他の普通地方公共団体の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させることに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり由布市及び日出町の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させる。

令和7年2月21日 提出

豊後大野市長 川野文敏

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

由布市

名称	所在地
由布市湯布院公民館	由布市湯布院町川上 3738 番地 1
由布市挾間公民館	由布市挾間町挾間 104 番地 1
由布市庄内公民館	由布市庄内町大龍 1400 番地
由布市湯平地区公民館	由布市湯布院町下湯平 796 番地
由布市川西地区公民館	由布市湯布院町中川 1358 番地 1
由布市交流体験施設「庄内ゆうゆう館」	由布市庄内町畑田 851 番地
由布市挾間中洲賀グラウンド（テニスコートに限る。）	由布市挾間町向原 4 番地
由布市湯布院スポーツセンター	由布市湯布院町川西 1200 番地 1 外 3 筆

日出町

名称	所在地
交流ひろばHiCaLi	日出町 3244 番地 1
黒岩公園	日出町 640 番地
糸ヶ浜海浜公園（運動場に限る。）	日出町大字大神 6842 番地
川崎運動公園	日出町大字川崎 3323 番地 2

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

相互利用の実施のために要する相互利用施設の運営、管理等に係る費用は、当該相互利用施設を設置する市町が負担する。

提案理由

大分都市広域圏を形成している由布市及び日出町の公の施設の一部を豊後大野市の住民の利用に供させたく、この案を提出するものである。